

公益財団法人十六地域振興財団役員等の報酬等の規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人十六地域振興財団定款第13条の規定に基づく「評議員に対する報酬等の支給の基準」並びに定款第27条の規定に基づく「理事及び監事に対する報酬等の総額及び報酬等の支給の基準」において、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等及び費用の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、理事会、監事会、評議員会に従事した対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 報酬等とは、公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員に対する報酬等の総額)

第3条 常勤役員に対する各年度の報酬等の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 2,000万円
- (2) 監事 10万円

(常勤役員に対する報酬等の支給基準)

第4条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

(常勤役員に対する報酬等の支給)

第5条 報酬等の支給日、支給方法及び報酬等から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める給与規程に準ずる。

(非常勤役員に対する報酬の総額)

第6条 非常勤役員に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 30万円

(2) 監事 10万円

(非常勤役員等に対する報酬の支給基準)

第7条 非常勤役員等が、次の各号に掲げる業務等に従事したときは、日当として別表に掲げる金額を支給する。ただし、役員等が十六フィナンシャルグループ又は十六銀行の役員である場合は支給しないものとする。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事会への出席
- (3) 評議員会への出席

(非常勤役員等に対する報酬の支給)

第8条 非常勤役員等への報酬については、前条に規定する業務等に従事した日の属する月の翌月10日までに、本人の指定する本人名義の金融機関口座に支払うものとする。

(費用)

第9条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人十六地域振興財団の設立の登記のあった日(平成21年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の改定は2023年7月5日から施行する。
- 3 この規程の改定は2023年10月2日から施行する。

別表 日当の額

業務等の種類	日当(日額)
理事会への出席	11,111円
監事会への出席	11,111円
評議員会への出席	11,111円
上記の複数会議への出席	16,666円